

平成 30 年第 5 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 30 年 5 月 16 日、午前 10 時から、市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 30 年第 5 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
城所 正彦  
今泉 浩史  
澁谷 香織  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二  
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 8 号議案  
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (5) 日程第 5 第 9 号議案  
「平成 30 年度教育費補正予算（第 1 号）の提出について」
- (6) 日程第 6 第 10 号議案  
「平成 31 年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」

- (7) 日程第7 第11号議案  
「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (8) 日程第8 第12号議案  
「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」
- (9) 日程第9 第13号議案  
「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (10) 日程第10 第14号議案  
「平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」
- (11) 日程第11 第15号議案  
「平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (12) 日程第12 第16号議案  
「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針について」
- (13) 日程第13 第17号議案  
「稲城市立中学校特別支援教室の導入について」
- (14) 日程第14 第18号議案  
「稲城市立小学校難聴通級指導学級の導入について」

委員 長 ただいまから、平成30年度第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中はみだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場してください。4、傍聴人は委員席に入ることができません。5、携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってください。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員をお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございました。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について  
2 平成30年5月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

学務課長 1 平成30年4月分不登校による欠席児童・生徒数について  
2 児童・生徒数、学級数（平成30年5月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について  
2 推進事業について  
3 研修事業について  
4 学校訪問事業について

- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
  - 2 社会教育活動の振興について
  - 3 芸術文化活動の振興について
  - 4 文化財の保護と普及について
  - 5 生涯学習推進事業について
  - 6 学校施設コミュニティ開放事業について
  - 7 放課後子ども教室参加状況について
  - 8 公民館主催事業の実施状況について
  - 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
  - 10 平成30年4月生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 市立公園内体育施設管理運営について
  - 2 社会体育施設管理運営について
  - 3 学校開放事業について
  - 4 体力づくり運動推進事業について
  - 5 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成30年度第1回給食主任会について
  - 2 学校給食野菜に関する圃場見学会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
  - 3 城山体験学習館の主な事業について
  - 4 地域との連携について
  - 5 学校との連携について
  - 6 視察・見学・インタビューについて
  - 7 図書館の利用状況(平成30年4月)について

委員長 ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。  
次に、日程第4 第8号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」日程第5 第9号議案「平成30年度教育費補正予算(第1号)の提出について」を議題といたします。

第8号議案は人事案件、第9号議案は予算案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第8号議案、第9号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第8号議案、第9号議案は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第8号議案、第9号議案の秘密会は終了)

委員長 それでは再開いたします。

これより、第8号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第9号議案「平成30年度教育費補正予算(第1号)の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第10号議案、日程第7 第11号議案は、提案理由の説明をそれぞれ行い、その後に、質疑、採決を行うことといたします。

それでは、日程第6 第10号議案「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委 員 長 指導課長、お願いいたします。

指 導 課 長 それでは、第10号議案、平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領につきましてご説明申し上げます。

小学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の規定に基づきまして、原則として4年に1回採択を行うことになってございます。本案は平成31年度に稲城市小学校において使用する教科用図書の採択に向け採択要領を定めるものでございます。

項目ごとにご説明申し上げます。採択要領案の1ページをご覧ください。

1、目的でございます。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めるとしてございます。

2、採択の方法でございます。文部科学省作成による「小学校教科書目録（平成31年度使用）」に登載されている教科書から、種目ごとに採択することになります。平成30年度におきましては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の教科書の採択を行います。

3、採択の方針でございます。（1）留意事項として2点ございます。1点目といたしまして、平成27年に総合教育会議で決定いたしました稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえまして、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。また2点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。（2）には、専門的な調査研究が十分行われるように配慮すること等の方針を記載してございます。（3）といたしまして、調査研究に当たっては、平成27年度から平成30年度までの4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することができることといたしました。平成32年度より新しい学習指導要領が全面実施となることから、平成31年度使用小学校教科書につきましては、平成29年度検定において、新たな図書の申請がなかったということを知ってございます。以上の状況から、平成30年3月30日付で文部科学省から、平成31年度使用教科書の採択事務処理について通知がございまして、平成31年度使用小学校教科書の採択に当た

りましたは、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることと示されてございます。平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査研究に当たりましたは、平成27年度から平成30年度までの4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度の採択における調査研究の内容等を活用して参りたいと考えております。次に（4）といたしまして、調査研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について調査研究を行うこととしてございます。

2ページをご覧ください。4、採択の時期でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の定めるところにより、平成30年8月31日までに採択をお願いいたします。

5、採択のための機関・組織・職務でございます。教育委員会は、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、教科用図書審議会を設置するとともに、必要に応じて教科用図書調査研究委員会を設置することができることといたしました。調査研究に当たって審議会を設置いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することから、調査研究委員会につきましては、原則設置せずに審議会におきまして、前回の調査結果を活用して参りたいと考えております。調査研究委員会につきましては、必要に応じて設置できることといたしました。審議会につきましては、3ページをご覧ください。審議会の定数・組織につきましては、保護者代表2人、学識経験者1人、小学校校長の代表6人からの9人で組織いたします。審議会におきまして調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告頂くものでございます。

ページが飛びまして5ページをご覧ください。6、留意事項でございます。（1）といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものといたします。また（2）といたしまして、公正確保のため審議会委員及び調査研究委員会委員には次の各項に該当する者はなることができないといたしまして、配偶者や三親等以内の親族に教科書発行者の役員及び従業員がいる者や、教科用図書及び教科用指導書の著作に参加または協力した者などを定めたいと存じます。

7、8、9については記載のとおりでございます。

第10号議案の説明につきましては以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で第10号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

続きまして、日程第7 第11号議案「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査研究の諮問について」を教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領に基づく調査研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします

委 員 長 指導課長、お願いいたします。

指 導 課 長 それでは、第11号議案「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査研究の諮問について」ご説明申し上げます。

本案は稲城市立小学校教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために保護者代表、学識経験者、小学校長代表からなる審議会に調査研究を諮問するものでございます。

本案をお認め頂きました後には、審議会長に諮問して頂きまして、平成30年7月31日までに答申を受けて頂き、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

委 員 長 ありがとうございます。

以上で第11号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

これより第10号議案及び第11号議案の質疑をお願いいたします。

城所委員、どうぞ。

城 所 委 員 平成31年度の教科用図書採択要領の中で、平成27年度から平成30年度までの4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することができるというのは、大きなポイントだと思います。児童、保護者の教科書に対する評価はどうか。

委 員 長 指導課長。

指 導 課 長 現在使用している教科用図書につきましては、特に児童、保護者から批判的なご意見等は頂いておりません。

城 所 委 員 わかりました。

委 員 長 ありがとうございます。

どうぞ、城所委員。



城 所 委 員 平成32年度に改正とあるが、31年度の分については、この審議会の検討を踏まえつつ、決定をするという考え方でよろしいでしょうか。

委 員 長 指導課長。

指 導 課 長 現在の使用状況について全ての小学校に意見を伺う予定でございます。それを踏まえまして、平成26年度採択、今まで調査研究を行った内容と合わせまして審議会で審議を頂いた上で教育委員会に答申をするものでございます。

城 所 委 員 わかりました。

委 員 長 ほかにはいかがですか。  
どうぞ、澁谷委員。

澁 谷 委 員 教員から何か意見はありましたか。

委 員 長 指導課長。

指 導 課 長 現在のところ、教育委員会に教員から使用している教科用図書について、意見等が出てきたということはございません。

委 員 長 ありがとうございます。  
ほかにはいかがでしょうか。  
はい、どうぞ、今泉委員。

今 泉 委 員 10号、11号、両方に関連する話です。今回使用書は、審議会への諮問ということですが、諮問がないということは審議会のみで進めていくということ  
でよろしいでしょうか。

委 員 長 指導課長。

指 導 課 長 今回採択を行う教科用図書は平成26年度の採択を行ったときと同じものであることから、調査研究につきましては平成26年度の内容を活用していきたいと考えております。基本的には調査研究委員会を設置する予定はございません。必要に応じ、設置できるという形で要領では定めて参りたいと考えております。

今泉委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。  
いかがでしょうか。どうぞ。

教育長 平成26年度採択における調査研究の内容を活用していくということは、1年間の図書利用としては非常に有効な方法だと思います。仮にこれを活用しないとすると、どんな不便、手間がかかったとか、行ったほうがいい理由など、その辺を教えてください。

委員長 指導課長。

指導課長 今回採択を行う教科用図書につきましては、先ほど申しあげましたように、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育ということになります。それぞれ複数の教科用図書がありますので、改めて調査研究を行うことになります。全ての教科用図書につきまして、教員が分担を行って調査研究をして、その特色を洗い出します。1年間だけの使用ですので、調査研究を改めて行くと、同じものについて再度繰り返し行うということになりますので、教員の負担としてはかなり大きいものになるかなと認識しているところでございます。

委員長 ほかにはいかがですか。  
城所委員、どうぞ。

城所委員 平成26年度の採択の調査研究内容を活用するというのは、種目ごとに活用するという意味でしょうか。それとも全教科を対象とした活用の仕方ですか。

委員長 指導課長。

指導課長 採択につきましては種目ごとに行うということになっております。その種目ごとに採択をして頂きます。調査研究につきましては、平成26年度のときに種目ごとに調査研究を行っております。

城所委員 わかりました。

委員長 いかがでしょうか。いろいろとご質問を出して頂きましたけれど、よろしいですか。

( なしの声あり )

委員 長      それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
                 これより、第10号議案「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。  
                 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員 長      挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。  
                 次に、第11号議案「平成31年度使用稲城市立小学校教科用図書の調査研究の諮問について」を採決いたします。  
                 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員 長      挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。  
                 次に、日程第8 第12号議案、日程第9 第13号議案は、提案理由の説明をそれぞれ行い、その後に、質疑、採決を行うことといたします。  
                 それでは、日程第8 第12号議案「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長      本案につきましては、平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、本案を提出するものです。  
                 詳細につきましては、指導課長より説明いたします

委員 長      指導課長、お願いいたします。

指 導 課 長      それでは説明の前にまず訂正がございます。申しわけございません。  
                 中学校教科用図書採択要領の5ページをご覧ください。  
                 5ページの1行目でございます。「児童にとって読みやすいもの」となっておりますが、これは「児童」ではなく「生徒」でございます。訂正をお願いいたします。申しわけございません。  
                 それでは、第12号議案、平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領につきまして、ご説明申し上げます。

本案は中学校学習指導要領の一部改正に基づきまして、平成31年度より稲城市立中学校において使用する「特別の教科道徳」の教科書の採択に向け採択要領を定めるものでございます。

採択要領案の1ページをご覧ください。

1、目的でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づきまして、稲城市公立中学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めるものでございます。

2、採択の方法でございます。文部科学省作成による「中学校教科書目録（平成31年度使用）」に登載されている教科書のうちから、種目ごとに採択いたします。平成30年におきましては「特別の教科道徳」の教科書のみの採択になります。

3、採択の方針でございます。（1）留意事項が2点ございます。1点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が、自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。また、2点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。（2）につきましては、専門的な調査研究が十分行われるように配慮すること等の方針を記載してございます。（3）といたしまして、調査研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について、調査研究を行うこととしております。2ページをご覧ください。採択の時期でございます。平成30年8月31日までに採択をお願いするものでございます。

5、採択のための機関・組織・職務でございます。（1）教育委員会、（2）審議会、（3）調査研究委員会、この三つの組織を記載のとおり定めて参りたいと考えております。（2）の審議会につきましては、3ページをご覧ください。保護者代表2人、学識経験者1人、各中学校長6人からの9人で組織をして参ります。審議会におきまして調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告頂くものでございます。（3）調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織といたしまして調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行います。種目につきましては「特別の教科道徳」でございます。4ページをご覧ください。④調査研究委員会の定数・組織につきましては、委員長として校長または副校長1人、委員として3人以上6人以内の教員で組織をして参ります。

6、留意事項につきましては、公正な採択を期するために、公表については慎重に取り扱うものとする。また公正確保のために審議会委員、調査研究委員会委員には次の者は該当することはできないと、記載のとおり定めたいと存じます。

5 ページの 7、8、9 につきましては、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

委員 長      ありがとうございました。  
                  以上で第12号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。  
                  続きまして、日程第9 第13号議案「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長      本案につきましては、平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、本案を提出するものです。  
                  詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委 員 長      指導課長、お願いいたします。

指 導 課 長      それでは第13号議案、平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、ご説明申し上げます。  
                  本案は稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために保護者代表、学識経験者、中学校長会からなる審議会に調査研究を諮問するものでございます。  
                  本案をお認め頂きました後には、審議会長に諮問して頂きまして、平成30年7月31日までに答申を受けて頂き、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。  
                  説明は以上でございます。

委 員 長      ありがとうございました。  
                  以上で第13号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。  
                  これより第12号議案、第13号議案の質疑をお願いいたします。  
                  どうぞ、澁谷委員。

澁 谷 委 員      それでは今回「特別の教科道徳」を学習する教科書ということですが、この調査研究にはどのくらい期間がかかると考えていらっしゃるでしょうか。

委 員 長      指導課長、お願いします。

指 導 課 長      本案をお認め頂きました後、5月中に第1回の審議会、また第1回の調査研究委員会を開催して参りたいと考えております。調査研究に関しまし

ては、7月31日までの教育委員会に答申を行うものでございますので、概ね6月、それから7月の中旬の1カ月半くらいの期間をかけて調査研究を進めて参りたいと思います。

委員 長      ありがとうございます。  
ほかにはいかがでしょうか。  
城所委員、どうぞ。

城所委員      この特別の教科道徳についても、中学校教科書目録に載っている教科書から選ぶということですが、現段階で搭載されている教科書というのは何社くらいでしょうか。

委員 長      指導課長、お願いいたします。

指導課長      中学校の教科用図書の目録で「特別の教科道徳」で記載されている発行者につきましては、8社でございます。

委員 長      はい、どうぞ。

城所委員      市民の意見を踏まえつつという部分でいきますと、この道徳の教科書も閲覧の機会はあるということですのでよろしいでしょうか。

委員 長      指導課長。

指導課長      教科用図書の見本本につきましては期間を定めまして、稲城市役所、中央図書館、ふれんど平尾に置きまして、市民の方からのご意見も頂戴できるような、アンケートボックスのようなものも設置する予定でございます。

城所委員      わかりました。ありがとうございます。

委員 長      ありがとうございます。  
ほかにはいかがですか。  
今泉委員、どうぞ。

今泉委員      これは意見です。4ページの調査研究委員会の定数・組織についてです。定数7人以内、組織は次のとおりということで、委員長1名と、あと委員が3人以上6人以内ということですが、先生方お忙しい中だと思っておりますが、なるべく委員の方は6人、多い人数で是非見て頂ければと思います。意見です。

委員長 ありがとうございます。  
「特別の教科道徳」ですので、ご質問等がたくさんございましたが、いかがでしょうか。他にはよろしいですか。

( なしの声あり )

委員長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第12号議案「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第13号議案「平成31年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 第14号議案、日程第11 第15号議案は、提案理由の説明をそれぞれ行い、その後に、質疑、採決を行うことといたします。

それでは、日程第10 第14号議案「平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 第14号議案、平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書

の採択要領につきまして、ご説明申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、毎年使用する前年度の8月31日までに採択を行っておりまして、本案は平成31年度の教科用図書の採択に向け採択要領を定めるものでございます。

採択要領案の1ページをご覧ください。1、目的でございます。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づきまして、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるといたしました。

2、採択の方法でございます。小学校及び中学校の検定教科書、文部科学省著作教科用図書、さらに文部科学省検定外の教科用図書から、種目ごとに採択することになります。なお、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用する教科書が採択された場合につきましては、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用するということになります。

3、採択の方針でございます。(1)留意事項として3点ございます。1点目といたしましては、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分に配慮すること。3点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。(2)、(3)につきましては、記載のとおりでございます。2ページをご覧ください。(4)といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択する、といたしました。

4、採択の時期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成30年8月31日までに採択をお願いいたします。

5、採択のための機関・組織・職務でございます。(1)教育委員会、(2)審議会、(3)調査研究委員会、この3組織の機関・組織・職務を記載のとおり定めて参ります。(2)の審議会につきましては、3ページをご覧ください。③審議会の定数・組織につきましては、特別支援学級設置校長6人から組織いたします。審議会におきまして調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告頂くものでございます。さらに(3)調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として、各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行って参ります。

4ページ目をご覧ください。6、留意事項でございます。(1)といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うこと。また(2)といたしまして、公正確保のために記載のとおり定めて参りたいと存じます。



5 ページ目の 7、8、9 につきましては、記載のとおりでございます。  
説明は以上でございます。

委員 長 以上で第14号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。  
続きまして、日程第11 第15号議案「平成31年度使用稲城市立小・中学校  
特別支援学級教科用図書調査・研究の諮問について」を教育長より、提案  
理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教  
科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審  
議会へ諮問する必要があるため、本案を提出するものです。  
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員 長 指導課長、お願いいたします。

指導 課 長 第15号議案、平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書  
の調査・研究の諮問につきまして、ご説明申し上げます。  
本案は、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づきま  
して、教科用図書の採択を適正かつ公平に行うために小・中学校の特別支援  
学級設置校長会からなる審議会に調査研究を諮問するものでございます。  
本案をお認め頂きました後には審議会長に諮問して頂きまして、平成30年  
7月31日までに答申を受けて頂き、8月の教育委員会におきまして採択をお  
願いする予定でございます。  
説明は以上でございます。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより第14号議案、第  
15号議案の質疑をお願いいたします。  
澁谷委員、どうぞ。

澁 谷 委 員 特別支援学級ということで、支援を必要とする児童・生徒への配慮とか、  
その実態に即したことを考えてということよろしいでしょうか。

委員 長 指導課長。

指導 課 長 特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、その児童・生徒、あ  
とその保護者のお考えに基づくものがよいだろうと考えております。そのた  
め調査研究委員会につきましては、特別支援学級設置校に設置して参りたい  
と考えております。

委員 長 今泉委員、どうぞ。

今泉委員 質問です。学校、市民、保護者の意見を踏まえた調査研究、また4ページ、調査研究委員会のところの②のエのところにも保護者の意見を参考にし、ということになっていると思いますが、審議会、委員会ともに保護者等が入っていないようなのですが、このあたり保護者の意見というのは、どのような形でヒアリング、吸い上げるかというのを教えてください。

委員 長 指導課長。

指導課長 調査研究委員につきましては特別支援学級で直接指導を行っている、特別支援学級の担任が行うことになっております。担任につきましては、児童・生徒と関わっていること、また保護者の方との面談において、ご意見を伺っているということもありますので、それを通して保護者の方のご意見を反映させて頂きたいと考えております。

今泉委員 是非、意見吸い上げて反映させて頂ければと思います。

城所委員 じゃあ関連で。

委員 長 城所委員、どうぞ。

城所委員 この小・中学校特別支援学級教科用図書の過去の採択におきましては、稲城市立小・中学校で使用されている教科書が採択されていると私は認識をしています。児童・生徒の実情、使用状況の中で過去に採択した教科書についての現状を教えてください。

委員 長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 各特別支援学級設置校から昨年度の採決に向けて、伺った話としましては、同学年の児童・生徒と同じ教科書を使用して学習したいという思いが児童・生徒、保護者にあるということです。交流学习の上でも同じ教科用図書が必要になることもありますので、審議会としては答申を出させて頂いたという背景がございます。

児童・生徒の実態に応じて、前の学年の学習内容を学習する必要があったり、その他、特別な教育課程を組んで学習する場合につきましては、それぞれの学級担任で別途教材を作成するなどして、補助資料として活用している

現状もございます。そちらと検定教科書を合わせて、児童・生徒、保護者の願いに合わせた指導を進めているという現状があると聞いております。

城 所 委 員 　　ぜひ現状を踏まえて、よろしくお願いをしたいと思います。

委 員 長 　　ありがとうございます。いろいろご意見がありますけれど、質疑はよろしいですか。

（ なしの声あり ）

委 員 長 　　それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第14号議案「平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委 員 長 　　挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第15号議案「平成31年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委 員 長 　　挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 第16号議案、日程第13 第17号議案、日程第14 第18号議案は、提案理由の説明をそれぞれ行い、その後に、質疑、採決を行うことといたします。

それでは、日程第12 第16号議案「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針について」を教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 　　本案につきましては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの能力などを最大限に伸ばすとともに、共生社会の実現に向けて、本市における特別支援教育を一層推進する必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 第16号議案、稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針の案につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、前回の定例教育委員会におきましてご報告申し上げました稲城市特別支援教育あり方検討会の報告を踏まえまして、稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針を定めるものでございます。

1 ページ目をご覧ください。教育上特別の支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの能力などを最大限に伸ばすとともに、共生社会の実現に向けて、本市における特別支援教育を一層推進する必要があることから、市内小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針を策定するものでございます。

具体的な方針の内容につきましては、2 ページ以降に記載してございます。

2 ページをご覧ください。施策の方針といたしまして、1、教育的ニーズに応じた教育環境の整備、それと3 ページになりますが、2、個に応じた指導・支援の充実の大きく2つの柱で策定してございます。順にご説明申し上げます。

まず2 ページ、1、教育的ニーズに応じた教育環境の整備の1 点目といたしまして、(1) 知的障害のある児童・生徒への支援でございます。知的障害のある児童・生徒への支援につきましては、特別支援教育あり方検討会の中間報告を受けまして、小学校に特別支援学級を増設することを優先的に取り組む課題として、特別支援教育あり方検討会と並行して準備を進め、平成30年4月に新たに稲城第一小学校に特別支援学級を設置してございます。これにより市内の特別支援学級設置校が小学校4校、中学校2校となり、3校に1校の割合で市内にバランスよく特別支援学級を設置することができ、特別支援学級における特別な教育課程による指導を通して知的障害のある児童・生徒への支援の一層の充実を図ることとしてございます。(2) 発達障害のある児童・生徒への支援といたしまして、大きく3点ございます。まず平成29年4月に市内全ての小学校に設置いたしました特別支援教室「すまいるルーム」につきまして、入室児童数が増加しているということを鑑みまして、拠点・巡回校グループ編制の見直しを進め、教育的効果の高い拠点・巡回校グループを編制して参ります。次に、中学校の特別支援教室につきまして、小学校から中学校に切れ目ない支援を行うために、平成31年4月に市内全ての中学校に特別支援教室を設置してまいります。次に、発達障害のある児童・生徒への指導・支援の一層の充実を図るために、教育課程の編成方針や指導内容、指導方法、学習評価、進路指導のあり方につきまして、東京都教育委員会や他市の情報を収集するなどして研究を進めてまいります。次に(3)

言語障害や聴覚障害のある児童への支援といたしまして、特に聴覚に困難さを抱える児童への支援を充実させるために、新たに市内小学校に難聴通級指導学級を設置するとともに、言語障害通級指導学級における指導支援につきましても、一層の充実を図って参ります。

3ページをご覧ください。2、個に応じた指導・支援の充実についてでございます。(1)就学前から中学校卒業後までを見通した一貫した支援の充実といたしまして、家庭、学校、専門機関等の連携を図る拠点として特別支援教育相談室を位置づけ、相談機能の一層の充実を図って参ります。また、進級・進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うためのツールといたしまして、学校生活支援シートや個別指導計画等の書式の改善と、より効果的な活用の促進を図って参ります。次に(2)副籍制度の充実による交流活動の推進といたしまして、現在も取り組んでおります特別支援学校に通う児童・生徒と市内小中学校に通う児童・生徒との交流活動を推進するとともに、より効果的な交流活動のあり方に関する研究を進め、副籍制度の推進・充実を図って参ります。最後に(3)教員の指導力・専門性の向上といたしまして、教員対象の研修等の一層の充実を図ってまいります。また都立特別支援学校が地区の学校に必要な助言等を行う特別支援学校のセンター的機能を活用いたしまして、市内小中学校と特別支援学校とが連携した指導力・専門性向上のための具体的な取組を推進して参ります。

以上の方針を策定いたしまして、稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実を図って参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で第16号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

続きまして、日程第13 第17号議案「稲城市立中学校特別支援教室の導入について」を教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、特別な支援を必要とする生徒が、他の学校へ移動ず在籍校で巡回指導を担当する教員から指導を受けるため、市内全ての公立中学校に特別支援教室を設置する必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いします。

指導課長 第17号議案「稲城市立中学校特別支援教室の導入について」の案につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、稲城市立小・中学校における特別支援教育の推進・

充実に関する基本方針の1の(2)に示されております中学校特別支援教室の導入につきまして、導入に向けての方針等、具体的に定めるものでございます。

1 ページをご覧ください。1、中学校特別支援教室の概要でございます。現在、発達障害のある生徒への支援につきましては、稲城第五中学校に通級指導学級が設置されておまして、特別な支援を必要とする生徒は在籍校から稲城第五中学校まで移動して支援を受けております。平成31年4月からこの通級指導学級制度にかえまして、市内全ての中学校に特別支援教室を設置し、特別な支援を必要とする生徒が、他の学校へ移動せず在籍校において巡回指導教員から指導を受ける体制にするものでございます。

2、特別支援教室制度の背景でございます。(2)の「東京都の動向」でございますが、東京都では平成29年2月に東京都特別支援教育推進計画第2期、第1次実施計画を策定いたしまして、平成30年度までに都内全ての公立小学校、また平成33年年度までに都内全ての公立中学校に特別支援教室を設置する予定としております。本市におきましては、平成29年4月に市内全ての小学校に特別支援教室「すまいるルーム」を設置しており、平成31年4月に市内全ての中学校に特別支援教室を設置して参ります。

3、特別支援教室における指導の対象となる生徒につきましては、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒でございます。

4、中学校特別支援教室設置の目的でございます。(1)といたしまして、特別支援教室において巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等が協働することにより、発達障害のある生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善し、生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図ってまいります。2ページをご覧ください。(2)といたしまして、在籍校で特別な指導を受けられることにより、他校への移動に伴う生徒の負担の軽減や、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図って参ります。(3)といたしまして、巡回指導教員が、在籍学級担任や教科担任等の教員に対して、助言を行うことにより、発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい授業を実施することができるようになります。(4)といたしまして、巡回指導教員と在籍校の教職員との連携や適切な役割分担、臨床発達心理士等の活用により、相談機能を充実させ、自己肯定感の向上や将来の進路への見通しを持たせることにより、生徒の心理的安定を図ってまいります。(5)といたしまして、小学校特別支援教室「すまいるルーム」での指導の状況等を確実に中学校に引き継ぎ教職員が共有することにより、中学校において継続した支援を円滑に実施して参ります。

5、中学校特別支援教室の体制でございます。(1)巡回指導教員の配置につきましては、拠点校に配置された巡回指導教員が、対象生徒の在籍校を巡

回し、週に1～8時間程度、生徒一人一人の困難さに応じた指導・支援を行います。巡回指導教員につきましては、平成31年度につきましては、小学校「すまいるルーム」と同様に指導対象生徒数10人につき1人の教員が配置されます。(2) 特別支援教室専門員(非常勤職員)の配置でございます。小学校の「すまいるルーム」と同様に、東京都から特別支援教室専門員が配置され、連絡調整や、教材の作成、指導の記録などの業務を行います。特別支援教室専門員につきましては、特別支援教室設置校1校につき1人配置される予定でございますので、市内全ての中学校に配置されることとなります。(3) 臨床発達心理士等の巡回でございます。小学校の「すまいるルーム」と同様に、東京都から臨床発達心理士等の専門家が派遣され、年間10回程度各中学校を巡回し、巡回指導教員や学級担任、教科担任等に、指導・支援に関する助言を行います。(4) 拠点・巡回校グループの編制でございます。生徒への指導・支援の充実及び巡回指導教員の負担軽減を図るために、複数の巡回指導教員でチームを組めるような教員配置を行うことを前提にして、適切な拠点・巡回校グループを編制してまいります。具体的には3ページをご覧ください。現在小学校「すまいるルーム」に入室している第6学年の児童は、19人、中学校の通級指導学級に入級している生徒は第1学年が9人、第2学年が2人であり、これらの合計が30人であることから、平成31年度につきましては、対象生徒数が30人以下となる可能性もございます。その場合、配置される巡回指導教員数が3人になるため、例えば拠点校を2校とした場合、巡回指導教員が1人と2人に分かれて配置されることとなります。拠点校において教員がチームを組んで巡回することができないという状況が想定されます。そこで一つの拠点校に複数の教員を配置してチームを組むために、平成31年度につきましては、拠点校を1校と想定しております。なお、平成32年度以降につきましては、対象生徒数の増加が想定されますことから、必要に応じて段階的に拠点校数をふやしていく予定でございます。

次に6、中学校特別支援教室設置に向けての取組でございます。(1) 設置に向けての協議につきましては、平成29年度に「稲城市特別支援教育あり方検討会」におきまして協議を進めてまいりました。平成30年度につきましては、校長会、特別支援学級設置校長会、中学校長会代表・特別支援教育相談室・教育委員会事務局による協議を行い、設置準備を進めて参ります。

(2) 説明会等につきましては、校長会、特別支援学級設置校長会、教員向けの説明を行うとともに、6月に平成31年度中学校入学予定生徒の保護者対象の就学相談説明会、また7月に保護者や市民の方を対象とした説明会を実施することを予定しております。(3) 入室相談・就学支援委員会につきましては、特別支援教育相談室における就学相談、発達検査等を随時実施するとともに、医療関係者、市内小・中学校の教員、都立特別支援学校の教員、発達支援センターの職員、特別支援教室相談室の心理士等による就学支援委員

会を実施いたしまして、就学に向けた協議を行って参ります。(4) 施設整備につきましては、平成30年7月ごろから、特別支援教室の間仕切り等の施設・設備や指導に必要な備品等の整備を順次行って参ります。(5) 教員対象研修につきましては、年間12回実施予定の巡回指導教員研修へ中学校通級指導学級担当教員が参加することにより、中学校教員の資質能力の向上を図って参ります。(6) 巡回指導の試行につきましては、9月以降、中学校通級指導学級に入級している生徒とその保護者の希望に基づきまして、一部巡回指導の試行を実施する予定でございます。

7、主な取組のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。  
以上、稲城市立中学校特別支援教室の導入についての説明でございます。

委員 長 ありがとうございます。

以上で第17号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。

続きまして、日程第14 第18号議案「稲城市立小学校難聴通級指導学級の導入について」を教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、聴覚に困難さを抱える児童が、音声言語を初め、その他の多様なコミュニケーション手段を活用するなど、その可能性を最大限に伸ばしていくことを目的として、難聴通級指導学級を設置する必要があるもので本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委 員 長 指導課長、お願いいたします。

指 導 課 長 18号議案「稲城市立小学校難聴通級指導学級の導入について(案)」につきましてご説明申し上げます。

本案は稲城市立小・中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針の1の(3)に示されている小学校の難聴通級指導学級の導入につきまして、導入に向けての方針等を定めるものでございます。

1 ページをご覧ください。1、小学校通級指導学級の概要でございます。現在市内小学校の通級指導学級につきましては、向陽台小学校に言語障害通級指導学級を設置しておりますが、難聴通級指導学級につきましては設置はございません。平成31年4月に向陽台小学校に言語障害通級指導学級に加え、新たに難聴通級指導学級を設置するものでございます。

2、難聴通級指導学級設置の背景でございます。聴覚に困難さを抱える児童につきましては、平成27年4月から平成29年1月までに5件の相談がありました。市内に難聴通級指導学級が設置されていないことにより、相談者の中には教育機関ではなく、療育機関など、他の機関で支援を受ける選択を



した保護者もいたふうに聞いております。平成30年4月現在、言語障害通級指導学級に入級している聴覚に困難さを抱える児童は3人であり、言語障害通級指導学級担当教員が、児童それぞれの障害や困難さに応じた一部の支援を行っているという現状がございます。しかしながら、より専門的な支援を受けたいというニーズがございます。言語障害通級指導学級とは別に新たに難聴通級指導学級を設置することにより、難聴の児童への指導に関する専門性の高い教員が新たに配置され、児童の抱える困難さに応じた適切な指導・支援の充実が期待されるものでございます。

3、難聴通級指導学級の指導の対象となる児童につきましては、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするものとなっております。

4、難聴通級指導学級における指導でございます。(1)指導方法等につきましては、対象児童が、週に1～8時間程度、在籍校から難聴通級指導学級設置予定校である向陽台小学校に移動いたしまして、特別な教育課程による指導を受けることとなります。(2)設置の目的と主な指導内容でございます。2ページをご覧ください。聴覚に困難さを抱える児童が、音声言語をはじめ、その他の多様なコミュニケーション手段を活用するなど、その可能性を最大限に伸ばしていくことを目的といたしまして、例えば自分の聞こえの特徴や、補聴器の特性等に関する理解を図る指導や、正しい発音の習得や発話の明瞭度を高める指導、コミュニケーションをとろうとする意欲を育てたり、自信を持てるようにしたりする指導などを行います。

5、難聴通級指導学級の体制でございます。(1)設置校につきましては、難聴通級指導学級における指導は、言語障害通級指導学級における指導と関連した指導内容がございますことから、難聴通級指導学級担当教員と言語障害通級指導学級担当教員とが連携して指導を進めることが有効であり、現在言語障害通級指導学級が設置されている向陽台小学校に設置いたします。

(2)学級編制基準につきましては、対象児童20人までで1学級という基準になってございます。(3)教員配置基準につきましては、通級指導学級担当教員は、障害種別に「(学級数×1人)+1人」の教員配置となります。ただし、児童数が4人以下の場合は教員1人の配置となります。障害種別に教員が配置されますことから、言語障害通級指導学級の教員とは別に新たに難聴通級指導学級担当の教員が配置されることとなります。

6、主な取組のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

以上、稲城市立小学校難聴通級指導学級の導入についての案についての説明でございます。

委員長 ありがとうございます。  
以上で第18号議案の提案理由の詳細説明が終わりました。  
これより第16号議案、第17号議案、第18号議案の質疑をお願いいたします。  
城所委員、どうぞ。

城所委員 特別支援教育の推進・充実に関する基本方針の感想です。共生社会の実現に向けてという部分で、大きな柱、教育的ニーズに応じた教育環境の整備というのと、個に応じた指導・支援の充実という、この2本柱で、非常にうまく整理をされており、感謝を申し上げます。

その中で特に就学前から中学校卒業までを見通した支援という部分で、小学校の「すまいるルーム」から今回中学校の特別支援教室が導入されるというところで、これも非常にいいことだなと思います。ここで1点確認をさせて頂きたいのが、今まで五中で行っていた通級指導学級の部分ですけど、これに合わせて特別支援教室が31年度から始まるということですが、今まであった五中の特別支援教室と31年度から設置される特別支援教室というのは内容的には一緒でしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 まず全ての中学校に特別支援教室を設置することによりまして、稲城第五中学校の通級指導学級という制度そのものは原則的には無くなります。指導支援の内容につきましては、それぞれの発達障害のある生徒の実態に応じて、これまでの通級指導学級で行った指導と基本的には同じ形になると思います。それぞれの生徒のもつ困難さに応じて、個別に指導内容を計画しながら指導を行って参ります。

城所委員 今まであった五中の区分が、そのまま五中の特別支援教室として再スタートするという考え方でよろしいでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 稲城第五中学校におきましては、通級指導学級設置校でございますので、これまでも校内で通級を行っておりました。稲城第五中学校に在籍している生徒につきましては、これまでと同様に校内通級になります。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

城 所 委 員 関連で。平成31年度4月から市内全校で設置をするという部分で、この平成30年度で準備を全て行うということですが、環境整備はどうでしょうか。

委 員 長 教育総務課長。

教育総務課長 平成30年度の準備につきましては、7月から夏休みにかけて、各中学校にこの教室を特別支援教室にしたいといったような聞き取りを現地で行います。そこでここにしようといったことで、場所を決定します。その後、修繕を行いまして、それと同時に消耗品の購入、机、椅子等の備品の購入など、準備を進めていきたいと考えています。

城 所 委 員 なるほど。スケジュール的には大丈夫ですか。

教育総務課長 はい。28年度にも小学校12校に同じような流れで行っておりますし、今回は6校ということで、大丈夫です。30年度中には整備をしていきたいと考えています。

城 所 委 員 よろしくをお願いします。

委 員 長 着々と準備が進むということですが、ほかにご質問。  
はい、どうぞ。澁谷委員。

澁 谷 委 員 関連してソフト面の件です。教員を増やさなくてははいけませんよね。今年度中に確保できますか。

委 員 長 指導課長。

指 導 課 長 教員の配置につきましては、東京都から対象生徒10人に1人の教員を配置する方針が指示されておりますので、対象生徒数が決まった段階で東京都に報告を挙げまして、それに応じた教員数が配置されることになってございます。

委 員 長 ほかにいかがでしょうか。  
はい、どうぞ。

今 泉 委 員 就学前から中学校卒業後までの一貫した支援の充実ということで、小学校、中学校は非常にいい状態で進んでいくだろうなと思います。学校生活支援シートや個別指導計画等の書式の改善や効果的な活用の促進を図っていくと

ということなので、このあたりを充実させて、卒業後も安心して生活できるような形を整えて頂ければと思います。意見です。

委員長 よろしくお願いたします。  
ほかにはいかがでしょうか。  
どうぞ、澁谷委員。

澁谷委員 市立中学校特別支援教室の導入についてです。平成29年度に卒業した生徒は、1年間、通級になるという理解ですよね。1年間、タイムラグがあるということで、理解してよろしいですか。

委員長 指導課長。

指導課長 平成30年度につきましては、中学校の設置がないものでございますから、この平成30年3月に卒業した小学校6年生、今年度中学校第1学年に入学した生徒につきましては、現在第五中学校に設置されております通級指導学級にて指導を行っている現状がございます。

委員長 理由は知っていますか。

指導課長 理由といたしましては、東京都が平成30年度に特別支援教室を設置した場合の教員配置が、特別支援教室10人に1人の配置ではなく、通級指導学級の基準に基づいた教員配置しか行わないということと、非常勤職員として特別支援教室専門員が1名配置されて、さまざまな調整を行いまして、その配置につきましても平成30年度行わないということでございましたので、体制が整わないということがございました。

また、施設の予算の配当の部分につきましても、準備が本市のスケジュールと合わないということがございましたので、平成30年度、連続して設置が望ましいところではありましたが、東京都から体制が整わないという話がありましたので、1年間が空いたという現状がございます。平成31年度4月から設置ということで準備を進めているところでございます。

澁谷委員 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。一番苦しいところですね。  
どうぞ、城所委員。

城 所 委 員 関連です。先ほど行政報告の中で学務課の特別支援教室の人数の数字を見てみますと、各中学校でグループが分かれていないですね。今後は「すまいるルーム」から各中学校にいくということになりますと、各中学校によって入室数にかなりバランスが崩れてくるのかなと思います。その辺の対応はいかがでしょうか。

委 員 長 指導課長。

指 導 課 長 まず小学校の「すまいるルーム」の拠点校につきましては、先ほど学務課の資料で、現在4つのグループに分かれております。基本方針にも定めております通り、入室児童数が増えている関係で、現在、一つの拠点校で巡回校2校と合わせて3校回っている状況がございます。その状況ですと週5日間の中で1日しか回れない学校もあることから、巡回する教員も週5日間のうち1日だけ巡回するよりは、もう少し学校数を減らして回る学校数、日数を増やしたほうが子どもにとってもいいだろうということで、現在、拠点校の数を増やすことを検討している段階でございます。そうしますと、例えば3校で1つのグループだったところが2校で1つのグループになれば、教員が所属している拠点校ともう1校巡回校という形に進めることによって、小学校の児童の支援ができるようになると思います。その段階でこの中学校のブロックとは小学校の拠点校にずれが出てきてしまいますが、小学校の児童にとって、支援が充実するのではないかと考えております。中学校のグループへの引き継ぎにつきましては、小学校で指導をしてきた指導計画、学校生活支援シートなどを引き継いでいくことによって、小学校で行ってきた支援を、そのまま中学校で引き続きできるような体制を整えて参りたいと考えております。

城 所 委 員 その辺の一貫性が担保されるというのは非常にいいことだと思います。ありがとうございます。

委 員 長 ぜひ、お願いしたいですね。  
どうでしょうか。確認のほうは。  
どうぞ。

城 所 委 員 難聴通級指導学級の導入の件です。向陽台小学校にあった言語障害通級指導学級に新たに難聴通級指導学級が入るところで、保護者の方、児童の立場からすると、通うのが1校しかないのが大変だなと思います。  
現状はいかがですか。

委員 長 指導課長。

指導課長 まず小学校におきまして、現在、通級指導学級の制度があるのは言語障害の通級指導学級だけです。同じ週の中で日にちを決めて、その週は言語障害通級指導学級の指導を受ける、児童によって時間数が若干異なる部分もあります。週の中で決められた日はそこに通うように保護者の方にもご協力を頂きながら進めているところでございます。

難聴通級指導学級におきましても、週の中で指導を受ける日を検討して、保護者の方にもご協力頂きながら、向陽台小学校に通う、残りが通常の学級に在籍しておりますので、通常の学級においてほかの児童と一緒に在籍校において学習を受けるという形になると想定しております。

城所委員 週に1から8単位時間程度というのは、これはどういうことでしょうか。

委員 長 指導課長。

指導課長 通級指導学級における指導につきましては、通級なので原則は通常の学級に在籍しており学習活動をきちんと行うということが前提で、一部特別な支援を行います。それぞれお子さんの困難さに応じて、週1時間から週最大で8時間まで支援を行うのが適当であるだろうということで定められているものでございます。

城所委員 なるほど。わかりました。

ちなみに参考までに保護者のご協力というお話がありましたけど、車での送迎とか、あるいはバスと一緒にいって行くとか、その辺は把握されてますか。

委員 長 指導課長。

指導課長 登下校に関して、その児童の安全を十分確保できるような形で向陽台小学校、それぞれの在籍校と保護者と相談しながら進めております。

委員 長 他にいかがでしょうか。

( なしの声あり )

委員長　それではほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第16号議案「稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・  
充実に関する基本方針について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長　挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。  
次に、第17号議案「稲城市立中学校特別支援教室の導入について」を採決  
いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長　挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。  
次に、第18号議案「稲城市立小学校難聴通級指導学級の導入について」を  
採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長　挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。  
以上で議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後12時02分閉会)